

○ 公益通報の処理状況（令和４年度、全任命権）

（単位：件）

			受付件数	通報事実を 確認した件数	うち職員の処分 に至った件数	(参考) 前年度 の受付件数
内部 通報	公益通報窓口 又は通報相談 員に通報され たもの	顕名通報	7(0)	0	0	3(0)
		匿名通報	7(0)	1	0	3(0)
	上記以外の窓口に寄せられた もの		1	0	0	2
	小 計		15(0)	1	0	8(0)
外部 通報	本市に処理権限 のあるもの	顕名通報	5	3	0	1
		匿名通報	0	0	0	3
	本市に処理権限のないもの (他の行政機関を教示)		1	—	—	1
	小 計		6	3	0	5
合 計			21(0)	4	0	13(0)

（注）１ （ ）内は、外部窓口の受付件数で内数です。

２ 内部通報とは、本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

３ 外部通報とは、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる 500（令和５年７月 13 日現在）の法律（食品衛生法等）に規定する犯罪行為、法令違反行為で、本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

（主な通報内容）

- ・ 個人情報漏洩に関するもの
- ・ 通勤手当の不正受給に関するもの
- ・ 副業行為に関するもの